

区内幼児療育通所施設で提供している食材の食品衛生法に基づく放射性物質検査

核種	食品、添加物の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第2号)の規定に基づく食品中の放射性物質に関する基準値	
放射性セシウム(134及び137)		
適用基準	飲料水	10
	牛乳	50
	乳児用食品	50
	一般食品	100

番号	施設名	検体送付日	結果判明日	品名	産地	産年	セシウム-134		セシウム-137		適用基準
							結果	検出下限値	結果	検出下限値	
5	すくすくのびのび園	平成31年3月7日	平成31年3月13日	牛乳	群馬県		不検出	1.2	不検出	1.0	牛乳
4	すくすくのびのび園	平成30年12月11日	平成30年12月17日	牛乳	群馬県		不検出	1.1	不検出	1.2	牛乳
3	すくすくのびのび園	平成30年10月16日	平成30年10月22日	米	佐賀県	30年度	不検出	0.89	不検出	1.2	一般食品
2	すくすくのびのび園	平成30年9月26日	平成30年10月2日	牛乳	東京都		不検出	0.9	不検出	1.1	牛乳
1	すくすくのびのび園	平成30年6月26日	平成30年7月2日	牛乳	群馬県		不検出	0.79	不検出	0.81	牛乳

単位は、1キログラムあたりのベクレルです。

「不検出」とは、検出下限値(検出できる最小の値)未満のことです。検出下限値は個々の食品によって異なります。

区内幼児療育通所施設の給食関することは、すくすくのびのび園(電話03-3714-1617)へお問い合わせください。